

平成十三年法務省令第十二号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務省及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。法務省及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務省令第十二号)の全部を次のように改正する。

第一条 法務省又は地方法務局の支局(以下「支局」という。)を各法務省又は地方法務局につき別表第一の支局欄(同欄中括弧のついでにあるものを除く。以下第三条まで同様とする。)のとおりに置き、法務省若しくは地方法務局又はその支局の出張所(以下「出張所」という。)を各法務省若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄(同欄中括弧のついでにあるものを除く。以下第三条まで同様とする。)のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるところとする。

第四条 法務省、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄(同欄中括弧のついでにあるものは、本庁を示すものとする。)及び管轄区域欄によって示されるところとし、法務省、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四十四号)第五十一条(同法第十四条第一項)において準用する場合を含む。)及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二十一条第一項の事務を除く。)に関する管轄区域は、同表の出張所欄(同欄中括弧のついでにあるものは、本庁又は支局を示すものとする。)及び管轄区域欄によって示されるところとし、法務省、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第七十三号)に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるところとする。

第五条 前条の規定による管轄区域(以下「管轄区域」という。)の基準となつた行政区画に変更があつたときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務省、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務省、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附則

(施行期日)
1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この本部令の効力)
2 この本部令は、その施行の日に、法務省及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)となるものとする。

附則(平成十二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号)
この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則(平成十三年一月一九日法務省令第一七号)
この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。

改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則(平成十三年二月八日法務省令第二〇号)

この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附則(平成十三年二月二日法務省令第二三三号)
この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附則(平成十三年三月八日法務省令第二五五号)
この省令は、平成十三年三月十一日から施行する。

附則(平成十三年三月一九日法務省令第二八八号)
この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附則(平成十三年三月三〇日法務省令第三七七号)
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則(平成十三年四月二日法務省令第四九号)
この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附則(平成十三年四月二五日法務省令第五三三号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日

三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附則(平成十三年五月二八日法務省令第五五五号)
この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附則(平成十三年七月九日法務省令第六〇号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日

三 別表仙台法務省、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日

附則(平成十三年八月二〇日法務省令第六三三号)
この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定は公布の日から、同部輪島支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附則(平成十三年九月一七日法務省令第六八号)
この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成十三年一〇月五日法務省令第七二七号)
この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台北法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附則(平成十三年一〇月二二日法務省令第七三三号)
この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附則(平成十三年十一月五日法務省令第七四四号)
この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附則(平成十三年十一月六日法務省令第七五五号)
この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附則(平成十四年一月八日法務省令第一号)
この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附則(平成十四年一月二一日法務省令第二号)
この省令は、平成十四年一月二十五日から施行する。

この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年二月五日法務省令第四号）

この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附則（平成十四年二月八日法務省令第八号）

この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附則（平成十四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年四月八日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附則（平成十四年四月二三日法務省令第三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年五月二日法務省令第三五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附則（平成十四年七月八日法務省令第四五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年八月一九日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附則（平成十四年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日

三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附則（平成十四年十一月一八日法務省令第五六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附則（平成十四年十二月九日法務省令第五八号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附則（平成十五年一月九日法務省令第二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。

附則（平成十五年一月二九日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表広島法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日

三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部佐世保支局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日

五 第一条中別表福島地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、大阪法務局の部及び長崎地方法務局の部厳原支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日

附則（平成十五年二月二四日法務省令第六号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附則（平成十五年三月五日法務省令第九号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第一八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年四月一日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第四四号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附則（平成十五年五月六日法務省令第四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。

附則（平成十五年六月五日法務省令第五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日

二 略

三 第一条中別表千葉地方法務局の部八日市場支局の款の改正規定 平成十五年六月二十三日

四 第一条中別表津地方法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十五年六月三十日

附則（平成十五年七月七日法務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附則（平成十五年七月一五日法務省令第五四号）

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。
附則（平成十五年七月二十二日法律省令第五十六号）
この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二十五日法律省令第五十七号）
この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年八月八日法律省令第六十一号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日

四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日

五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附則（平成十五年九月二日法律省令第六十五号）
この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附則（平成十五年十月七日法律省令第七十一号）
この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附則（平成十五年十月二八日法律省令第七十二号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附則（平成十五年十一月二日法律省令第七十四号）抄
この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成十六年一月七日法律省令第一号）
この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附則（平成十六年一月一九日法律省令第三号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附則（平成十六年二月九日法律省令第四号）
この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附則（平成十六年二月二五五法律省令第八号）
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附則（平成十六年三月二二日法律省令第一七号）抄
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

四 略

五 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の款の改正規定 平成十六年四月十二日

附則（平成十六年四月二二日法律省令第三七号）
この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附則（平成十六年六月八日法律省令第四三三号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表奈良地方法務局の部及び広島法務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日

三 別表山口地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附則（平成十六年七月五日法律省令第四八号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附則（平成十六年八月二六日法律省令第五六号）抄
この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附則（平成十六年八月二六日法律省令第五六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

二 略

三 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

四 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附則（平成十六年九月二七日法律省令第六四号）
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年十月六日法律省令第六八号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附則（平成十六年一〇月二二日法律省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一〇月二二日法律省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一〇月二六日法律省令第七二号）
この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法務省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全
国人権擁護委員連合会組織規程別表第一隠岐人権擁護委員協議会の項の規定は、平成十六年十月
一日から適用する。

附 則 (平成一六年二月九日法務省令第七八号)

この省令は、平成十六年十一月十五日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二日法務省令第八〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表函館地方方法務局の部及び水戸地方方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月一日
- 二 別表前橋地方方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日
- 三 別表長野地方方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

附 則 (平成一六年二月二日法務省令第九〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方方法務局の部、宇都宮地方方法務局の部、さいたま地方方法務局の部、長野地
方方法務局の部、津地方方法務局の部、松阪支局の部、大津地方方法務局の部、松山地方方法務局の部、高
知地方方法務局の部、熊本地方方法務局の部八代支局の部及び大分地方方法務局の部の改正規定並びに
第三条の規定 平成十七年一月一日
- 二 第一条中別表長崎地方方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日
- 三 第二条の規定 平成十七年一月八日
- 四 第一条中別表秋田地方方法務局の部、山形地方方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方方法務局の
部同地方方法務局の部及び神戸地方方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日
- 五 第一条中別表熊本地方方法務局の部山鹿支局の部の改正規定 平成十七年一月十五日
- 六 第一条中別表静岡地方方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日
- 七 第一条中別表水戸地方方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日
- 八 第一条中別表福岡地方方法務局の部及び那覇地方方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日
- 九 第一条中別表津地方方法務局の部四日市支局の部の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月
三十一日

附 則 (平成一六年二月二八日法務省令第九三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則
及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年二月一日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方方法務局の支局及び
出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)別表熊本地方方法務局の部及び登記事務委
任規則(以下「改正後の委任規則」という。)第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、
改正後の設置規則別表松山地方方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用
する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第七号) 抄

- 一 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日
- 二 第一条中別表岐阜地方方法務局の部同地方方法務局の部の改正規定 平成十七年二月七日
- 三 第一条中別表大津地方方法務局の部彦根支局の部の改正規定 平成十七年二月十一日
- 四 第一条中別表岐阜地方方法務局の部中津川支局の部及び山崎地方方法務局の部下関支局の部の改正
規定 平成十七年二月十三日

- 五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方方法務局の部、長野地方方法務局の部、富山地方方法務局の
部、大津地方方法務局の部長浜支局の部、奈良地方方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記
事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦
河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日
- 六 第一条中別表山口地方方法務局の部岩国支局の部の改正規定 平成十七年二月二十一日
- 七 第一条中別表福島地方方法務局の部、宇都宮地方方法務局の部、和歌山地方方法務局の部及び岡山
地方方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第
一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二
十八日

附 則 (平成一七年二月一日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二号)

この省令は、平成十七年二月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正
規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方方法務局の支局
及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)の規定、第三条の規定による改正後
の登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)の規定及び第五条の規定による改正
後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全同人権擁護委員連合会組織規程の規定は平
成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による
改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第四条の規定 公布の日
- 二 第二条中別表福島地方方法務局の部、岡山地方方法務局の部笠岡支局の部、徳島地方方法務局の部、
佐賀地方方法務局の部、長崎地方方法務局の部及び大分地方方法務局の部中津支局の部の改正規定、第
五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定
並びに第七条中別表第一協町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
- 三 第二条中別表山口地方方法務局の部萩支局の部の改正規定 平成十七年三月六日
- 四 第二条中別表那覇地方方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
- 五 第二条中別表新潟地方方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
- 六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中別表
第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
- 七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方方法務局の部、水戸地方方法務局の部竜ヶ崎支局の部、京
都地方方法務局の部、神戸地方方法務局の部豊岡支局の部、松江地方方法務局の部、山口地方方法務局の
部同地方方法務局の部及び宇部支局の部、大分地方方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地方方法
務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第
十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の
改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日
- 八 第二条中別表水戸地方方法務局の部麻生支局の部、宇都宮地方方法務局の部、前橋地方方法務局の
部、千葉地方方法務局の部、岐阜地方方法務局の部、神戸地方方法務局の部社支局の部及び福岡法務局
の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務
委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権
擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日
- 九 第二条中別表青森地方方法務局の部、岡山地方方法務局の部新見支局の部及び大分地方方法務局の部
宇佐支局の部の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 (平成一七年三月一日法務省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一七年三月三日法務省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月七日法務省令第三六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二二日法務省令第四一号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附則（平成一七年三月二二日法務省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日法務省令第四三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月三〇日法務省令第四五号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日法務省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日法務省令第五七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年四月二二日法務省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の款の改正規定は、同月二日から施行する。

附則（平成一七年五月二日法務省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七項の改正規定は、同月五日から施行する。

附則（平成一七年五月二〇日法務省令第七一号）
この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附則（平成一七年六月一日法務省令第七三号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定
平成十七年六月十三日

二 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定
平成十七年六月二十七日

附則（平成一七年六月二七日法務省令第七六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定
平成十七年七月一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定
平成十七年七月七日

附則（平成一七年七月一日法務省令第七七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二七日法務省令第八〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定
平成十七年八月一日

二 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定
平成十七年八月八日

三 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定
平成十七年八月十五日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定
平成十七年八月二十二日

五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定
平成十七年八月二十九日

附則（平成一七年八月二六日法務省令第八六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年八月二六日法務省令第八六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定
公布の日

二 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定
平成十七年九月一日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定
平成十七年九月二十日

四 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定
平成十七年九月二十五日

五 第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七項、第十二条及び第二十三条の改正規定
平成十七年九月二十六日

附則（平成一七年九月二日法務省令第八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二二日法務省令第八九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定
公布の日

二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部土浦支局の款、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、松本支局の款、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部小松支局の款、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部龍野支局の款、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十月一日

三 第一条中別表長野地方法務局の部佐久支局の款の改正規定
平成十七年十月三日

四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部、徳島地方法務局の部、静岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局

の部五島支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七条第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成十七年十月十一日
 五 第一条中別表神戸地方法務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定、平成十七年十月二十四日

附 則 (平成一七年九月三〇日法務省令第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(次条第四項において「改正法」という。)の施行の日(平成十七年十月三日)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月三日法務省令第一〇一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一〇月一日法務省令第一〇二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附 則 (平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部、甲府地方法務局の部同地方法務局の部、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成十七年十一月一日

二 第一条中別表広島地方法務局の部の改正規定、平成十七年十一月三日

三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の部、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八條及び第三十三條の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成十七年十一月七日

四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定、平成十七年十一月十四日

五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定、平成十七年十一月二十一日

六 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九條の改正規定、平成十七年十一月二十八日

附 則 (平成一七年一二月七日法務省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日法務省令第一〇七号)

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日法務省令第一〇九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福島地方法務局の部同地方法務局の部及び相馬支局の部、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の部、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の部、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九條の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成十八年一月一日

二 第一条中別表福島地方法務局の部若松支局の部の改正規定、平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部栃木支局の部及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條及び第二十條の改正規定、平成十八年一月十日

四 第一条中別表千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成十八年一月二十三日

五 第一条中別表甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八條の改正規定、平成十八年一月三十日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定、平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定、平成十八年二月六日

三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定、平成十八年二月十一日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三條の改正規定、平成十八年二月十三日

五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の部、水戸地方法務局の部土浦支局の部及び宮崎地方法務局の部延岡支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並びに第三条の改正規定、平成十八年二月二十日

六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の部の改正規定、平成十八年二月二十五日

七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部及び鹿嶋支局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五條の改正規定、平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一一号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十條の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定、平成十八年二月二十日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定、平成十八年三月一日

二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定、平成十八年三月三日

三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定、平成十八年三月五日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定、平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附 則 (平成十八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附 則 (平成十八年三月二五日日法務省令第二二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日
- 二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附 則 (平成十八年三月二〇日日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二二日日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成十八年三月三二日日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月二七日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二七日日法務省令第二七号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三〇日日法務省令第三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三二日日法務省令第三四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年四月一〇日日法務省令第四六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日
- 四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日

附 則 (平成十八年五月二六日日法務省令第六〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 から三まで 略
- 四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日
- 五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
- 六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日

附 則 (平成十八年七月三日日法務省令第六四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附 則 (平成十八年七月一八日日法務省令第六六号)

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則 (平成十八年八月二日日法務省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年八月二二日日法務省令第六八号)

この省令は、平成十八年八月二十八日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二日日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二五日日法務省令第七四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年十月一日
- 二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十八年十月十六日
- 三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十八年十月二十三日

附 則 (平成十八年一〇月二二日日法務省令第七八号)

この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。

附 則 (平成十八年一〇月二二日日法務省令第八二号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成十八年十一月二十七日
- 四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十八年十二月十一日

附 則 (平成十八年一二月一八日日法務省令第八五号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日
- 三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成十九年一月六日
- 四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年一月九日
- 五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年一月十五日

附 則 (平成一九年一月二二日日法務省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二九日日法務省令第四四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年二月十九日

附 則 (平成一九年二月二三日法務省令第六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日

二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十一日

三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年三月十二日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年三月十九日

五 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年三月二十六日

附 則 (平成一九年三月二二日法務省令第八号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月三十一日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一九年三月二六日法務省令第一号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法務省令第二十九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定 平成十九年五月七日

四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日

附 則 (平成一九年五月一八日法務省令第三十三号)

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法務省令第三十七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附 則 (平成一九年七月九日法務省令第四十三号)

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二三日法務省令第四十四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日

二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日

附 則 (平成一九年九月四日法務省令第五十二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日

二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附 則 (平成一九年九月一九日法務省令第五十四号) 抄

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二七日法務省令第五十五号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日

三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月二十九日

附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月一九日法務省令第六四号)

この省令は、平成二十年一月二一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月二〇日法務省令第六五号)

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月七日法務省令第六六号)

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日

二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則 (平成二〇年二月四日法務省令第四号)

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同年二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第七号)

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第八号)

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同年二十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第九号)

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同年三十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月七日法務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号)

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二九日法務省令第三十九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十条までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附則（平成二〇年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条第三項、第三十二条及び第三十一条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日
- 三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七條及び第四十五條第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附則（平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同月十一月二十五日から施行する。

附則（平成二〇年二月二八日法務省令第五八号）抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二五日法務省令第七四号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る。） 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六條、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（第二号に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七條の改正規定 平成二十一年一月十九日

附則（平成二二年二月五日法務省令第二号）抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附則（平成二二年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附則（平成二二年三月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附則（平成二二年四月二七日法務省令第二一号）抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條第二項、第七條第四項及び第五項、第三十三條第一項並びに第四十二條の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附則（平成二二年六月二二日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附則（平成二二年七月二二日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附則（平成二二年八月二四日法務省令第三七号）

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附則（平成二二年九月一六日法務省令第四一号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四條第一項、第三十三條第一項及び第四十五條第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附則（平成二二年一〇月三〇日法務省令第四二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二條、第六條、第十七條及び第四十五條第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附則（平成二二年一二月二五日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二條第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附則（平成二二年一月二七日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六條の改正規定 平成二十二年二月一日

二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日

三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附則 (平成二十二年二月二十六日法律省令第四号)

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日

二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、及び鹿兒島地方法務局の部の改正規定、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

四 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十九日

五 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

附則 (平成二十二年三月二十九日法律省令第八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十二年四月一日

附則 (平成二十二年五月三十一日法律省令第二三三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年七月二日法律省令第二六号) 抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附則 (平成二十二年九月二八日法律省令第三一号) 抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附則 (平成二十二年一〇月二二日法律省令第三五号) 抄

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日

二 略

三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附則 (平成二十二年一二月二四日法律省令第四三号) 抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分に限る。)並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附則 (平成二十二年一二月二四日法律省令第四四号)

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

附則 (平成二十三年一月二一日法律省令第二号) 抄

この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日

附則 (平成二十三年二月二五日法律省令第三号) 抄

この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

二 略

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法律省令で定める日

四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法律省令で定める日

附則 (平成二十三年三月一八日法律省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

附則 (平成二十三年四月一日法律省令第一三三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附則 (平成二十三年五月二七日法律省令第一九号) 抄

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

附則 (平成二十三年七月二日法律省令第二四号) 抄

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附則 (平成二十三年八月二六日法律省令第二六号) 抄

この省令は、平成二十三年九月二六日から施行する。

附則 (平成二十三年九月三〇日法律省令第二八号) 抄

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定(二箇川郡)を削る部分に限る。 平成二十三年十月一日

附則 (平成二十三年一〇月三一日法律省令第三〇号) 抄

この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日

附則 (平成二十三年一二月一六日法律省令第三八号)

この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。

附則 (平成二十三年一二月二二日法律省令第四〇号) 抄

この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日

附 則 (平成二十四年一月二七日法務省令第三号)

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二四日法務省令第五号)

この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二三日法務省令第八号)

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二五日法務省令第三号)

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月二日法務省令第三号)

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二日法務省令第四号)

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月三日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月二日法務省令第四五号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月二七日法務省令第二八号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二日法務省令第一号)

この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二五日法務省令第一八号)

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二七日法務省令第二四号)

この省令は、平成二十六年七月二十一日から施行する。

附 則 (平成二十六年一〇月二四日法務省令第二九号)

この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十六年十二月二六日法務省令第三九号)

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月二四日法務省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月一四日法務省令第二号)

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年四月七七日法務省令第三一号)

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

附 則 (平成二十八年九月二六日法務省令第四三三号)

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日法務省令第一号)

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二五日法務省令第二三三号)

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一六日法務省令第二六号)

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法務省令第二四号)

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年十二月一六日法務省令第五五号)

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法務省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。

附 則 (令和六年一月二六日法務省令第三号) 抄

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

別表第一

札幌法務局		支局	
(札幌)	(札幌)	出張所	位置
北	北海道 札幌市 北区	北海道の内 札幌市の内 札幌市の内	北海道の内 札幌市の内 札幌市の内
白石	北海道 札幌市 白石区	北海道の内 札幌市の内	北海道の内 札幌市の内
南	北海道 札幌市 豊平区	北海道の内 札幌市の内	北海道の内 札幌市の内 豊平区 清田区
西	北海道 札幌市 西区	北海道の内 札幌市の内	北海道の内 札幌市の内 西区 手稲区
江別	北海道 札幌市 江別市	北海道の内 札幌市の内	北海道の内 札幌市の内
恵庭	北海道 札幌市 恵庭市	北海道の内 札幌市の内	北海道の内 札幌市の内 石狩郡
			千歳市

倶知安	滝川	苫小牧	岩見沢	室蘭	小樽
(倶知安)	(滝川)	(苫小牧)	(岩見沢)	(室蘭)	(小樽)
北海道 虻田郡 倶知安町	北海道 滝川市	北海道 苫小牧市	北海道 岩見沢市	北海道 室蘭市	北海道 小樽市
北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 二セコ町 真狩村 安町 留寿都村 岩内郡 喜茂別町 古宇郡 京極町 倶知安	北海道の内 浦臼町 新十津川町 樺戸郡の内 奈井江町 上砂川町 空知郡の内 歌志内市 砂川市 滝川市 赤平市 芦別市 北海道の内	北海道の内 苫小牧市 白老郡 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町	北海道の内 夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 空知郡の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡の内 月形町	北海道の内 室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡の内 豊浦町 洞爺湖町 有珠郡	北海道の内 小樽市 積丹郡 古平郡 余市郡

留萌	(旭川)	旭川	八雲	江差	(函館)	日高
(留萌)	(旭川)	旭川	(八雲)	(江差)	(函館)	(日高)
北海道 留萌市	北海道 旭川市	北海道 旭川市	北海道 八雲町	北海道 檜山郡 江差町	北海道 函館市	北海道 新ひだか町
北海道の内 留萌市 増毛郡	北海道の内 占冠村 勇払郡の内 上富良野町 空知郡の内 上川郡 (石狩国)	北海道の内 旭川市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡 (石狩国)	北海道の内 島牧郡 久遠郡 瀬棚郡 山越郡 二世郡 森町	北海道の内 奥尻郡 爾志郡 檜山郡 北海道の内 鹿部町	北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡の内 鹿部町	北海道の内 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡

根室	北見	帯広	(釧路)	釧路 支局	名寄	紋別	稚内
(根室)	(北見)	(帯広)	(釧路)	出張所	(名寄)	(紋別)	(稚内)
北海道	北海道 北見市	北海道 帯広市	北海道 釧路市	位置	北海道 名寄市	北海道 紋別市	北海道 稚内市
北海道の内 遠軽町 湧別町	北海道の内 北見市 網走市 網走市 斜里郡 常呂郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町	北海道の内 帯広市 河東郡 上川郡 河西郡 広尾郡 中川郡 足寄郡 十勝郡	北海道の内 釧路市 釧路市 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	管轄区域 北海道の内 釧路市 釧路市 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	北海道の内 名寄市 士別市 北海道の内 中川郡 上川郡 名寄市 枝幸郡	北海道の内 紋別市 紋別市 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	留萌郡 苫前郡 北海道の内 稚内市 宗谷郡 天塩郡 礼文郡 利尻郡

弘前	(青森)	支局	青森 登米	大河原	気仙沼	古川	塩竈	石巻	(仙台)	支局	仙台 名取	中標津
(弘前)	(青森)	出張所	(登米)	(大河原)	(気仙沼)	(古川)	(塩竈)	(石巻)	(仙台)	出張所	(仙台)	中標津
青森県	青森市 青森県	位置	宮城県 登米市	宮城県 大河原町 柴田郡	宮城県 気仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 塩竈市	宮城県 石巻市	宮城県 青葉区 仙台市	位置	宮城県 名取市	根室市 北海道 標津郡 中標津町
青森県の内	東津軽郡 青森市 青森県の内	管轄区域	宮城県の内 登米市	宮城県の内 伊具郡 柴田郡 刈田郡 角田市 白石市	宮城県の内 本吉郡 気仙沼市	宮城県の内 遠田郡 加美郡 大崎市 栗原市	宮城県の内 宮城郡 多賀城市 塩竈市	宮城県の内 石巻市 東松島市 石巻市	宮城県の内 黒川郡 富谷市 仙台市	管轄区域	宮城県の内 名取市 岩沼市 宮城県の内 宮城郡	根室市 北海道の内 野付郡 標津郡 目梨郡

	水沢	宮古	(盛岡)	支局	盛岡地方事務局	むつ	十和田	五所川原	八戸	
大船渡	(水沢)	(宮古)	(盛岡)	出張所		(むつ)	(十和田)	(五所川原)	(八戸)	
大船渡市	岩手県	岩手県	盛岡市	位置		青森県 むつ市	青森県 十和田市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	弘前市
陸前高田市	岩手県の内	岩手県の内	岩手県の内	管轄区域		青森県の内 むつ市 上北郡の内 横浜町 下北郡	青森県の内 十和田市 三沢市 上北郡の内 野辺地町 七戸町 六戸町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町	青森県の内 五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	青森県の内 八戸市 三戸郡	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡

	(山形)	支局	山形地方事務局	大曲	本荘	大館	能代	(秋田)	支局	秋田地方事務局	二戸	花巻	
村山	(山形)	出張所		(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)	(秋田)	出張所		(二戸)	(花巻)	
山形県	山形市	位置		秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市	秋田県 秋田市	位置		岩手県 二戸市	岩手県 花巻市	
山形県の内	山形市	管轄区域		秋田県の内 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	秋田県の内 由利本荘市 にかほ市	秋田県の内 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡	秋田県の内 能代市 山本郡	秋田県の内 秋田市 男鹿市 湯上市 南秋田郡	管轄区域		岩手県の内 二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	岩手県の内 花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	気仙郡 岩手県の内 花巻市

郡山		若松		(福島)	支局	福島地方事務局	寒河江	新庄	酒田	鶴岡	米沢	
(郡山)	田島	(若松)	二本松	(福島)	出張所		(寒河江)	(新庄)	(酒田)	(鶴岡)	(米沢)	
福島県	南会津郡 南会津町	福島県 会津若松市	福島県 二本松市	福島県 福島市	位置		山形県 寒河江市	山形県 新庄市	山形県 酒田市	山形県 鶴岡市	山形県 米沢市	村山市
福島県の内	南会津郡	福島県の内 会津若松市	福島県の内 二本松市	福島県の内 福島市	管轄区域		山形県の内 寒河江市 西村山郡	山形県の内 新庄市 最上郡	山形県の内 酒田市 東田川郡の内 庄内町 飽海郡	山形県の内 鶴岡市 東田川郡の内 三川町	山形県の内 米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	村山市 東根市 尾花沢市 北村山郡

				(東京)	支局	東京法務局	相馬	白河	いわき		
	台東	新宿	港	(東京)	出張所		(相馬)	(白河)	富岡	(いわき)	
台東区	東京都 新宿区	東京都 港区	東京都 港区	東京都 千代田区	位置		福島県 相馬市	福島県 白河市	福島県 富岡町	福島県 いわき市	郡山市
台東区	東京都の内 新宿区	東京都の内 港区	東京都の内 港区	東京都の内 千代田区	管轄区域		福島県の内 相馬市 南相馬市 相馬郡	福島県の内 白河市 西白河郡 東白川郡 石川郡の内 石川町 浅川町 古殿町	福島県の内 双葉郡	福島県の内 いわき市	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡の内 石川村 玉川村 平田村 田村郡

栃木	足利		(宇都宮)	支局 宇都宮地方事務局	鹿嶋	常陸太田		下妻	
小山	(栃木)	(足利)	(宇都宮)	出張所	(鹿嶋)	(常陸太田)	筑西	(下妻)	取手
栃木県 小山市	栃木県 栃木市	栃木県 足利市	栃木県 宇都宮市	位置	茨城県 鹿嶋市	茨城県 常陸太田市	茨城県 筑西市	茨城県 下妻市	茨城県 取手市
下野市 小山市 栃木県の内	壬生町 下都賀郡の内 栃木市 栃木県の内	佐野市 足利市 栃木県の内	高根沢町 塩谷郡の内 河内郡 那須烏山市 さくら市 鹿沼市 宇都宮市 栃木県の内	管轄区域	茨城県の内 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市	茨城県の内 常陸太田市 常陸大宮市 久慈郡 茨城県の内	茨城県の内 筑西市 結城市 茨城県の内	茨城県の内 古河市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡	茨城県の内 つくばみらい市 守谷市 牛久市 取手市 茨城県の内

富岡	沼田	太田	伊勢崎	桐生	高崎		(前橋)	支局 前橋地方事務局	大田原	真岡	日光
(富岡)	(沼田)	(太田)	(伊勢崎)	(桐生)	(高崎)		(前橋)	出張所	(大田原)	(真岡)	(日光)
群馬県 富岡市	群馬県 沼田市	群馬県 太田市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 桐生市	群馬県 高崎市		群馬県 前橋市 群馬県 渋川市	位置	群馬県 大田原市	群馬県 真岡市	群馬県 日光市
甘楽郡 上野村 多野郡の内 富岡市 群馬県の内	利根郡 沼田市 群馬県の内	邑楽郡 館林市 太田市 群馬県の内	佐波郡 伊勢崎市 群馬県の内	みどり市 桐生市 群馬県の内	神流町 多野郡の内 安中市 藤岡市 高崎市 群馬県の内		群馬県の内 群馬県の内 群馬県の内 群馬県の内 群馬県の内 群馬県の内 群馬県の内	管轄区域	群馬県の内 大田原市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡	群馬県の内 真岡市 芳賀郡 群馬県の内	群馬県の内 日光市 塩谷郡の内 塩谷町 群馬県の内

	熊谷		川越								さいたま地方 支局 さいたま （さいたま）	中之条 （中之条）
本庄	（熊谷）	坂戸	（川越）	志木	上尾	鴻巣	川口				出張所 （さいたま）	中之条町
埼玉県	埼玉県 熊谷市	埼玉県 坂戸市	埼玉県 川越市	埼玉県 志木市	埼玉県 上尾市	埼玉県 鴻巣市	埼玉県 川口市				位置	群馬県 吾妻郡 中之条町
埼玉県の内	埼玉県の内 熊谷市 行田市 深谷市 大里郡	埼玉県の内 坂戸市 鶴ヶ島市 入間郡の内 毛呂山町 比企郡の内 鳩山町	埼玉県の内 川越市 富士見市 ふじみ野市 入間郡の内 三芳町 比企郡の内 川島町	埼玉県の内 新座市 和光市 志木市 朝霞市 朝霞市 和光市	埼玉県の内 上尾市 桶川市 北足立郡	埼玉県の内 鴻巣市 北本市	埼玉県の内 川口市	埼玉県の内 蓮田市	埼玉県の内 戸田市 蕨市	さいたま市 さいたま市 さいたま市	管轄区域	群馬県の内 吾妻郡

	東金	千葉 支局 （千葉）	久喜	越谷	東松山	所沢	秩父	
		出張所 （千葉）	（久喜）	（越谷）	（東松山）	（所沢）	（秩父）	
千葉県	千葉県 中央区	位置	埼玉県 久喜市	埼玉県 春日部市	埼玉県 東松山市	埼玉県 飯能市	埼玉県 所沢市	埼玉県 秩父市
千葉県の内	千葉県の内 習志野市	管轄区域	埼玉県の内 久喜市 羽生市 加須市 三郷市	埼玉県の内 春日部市 南埼玉郡 北葛飾郡の内 杉戸町	埼玉県の内 松伏町 北葛飾郡の内 吉川市	埼玉県の内 飯能市 日高市	埼玉県の内 狭山市 所沢市	埼玉県の内 秩父市 秩父郡の内 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町

柏		佐倉	香取	松戸	木更津	館山	船橋	市川		
(柏)	成田	(佐倉)	(香取)	(松戸)	(木更津)	(館山)	(船橋)	(市川)	市原	
千葉県	千葉県 成田市	千葉県 佐倉市	千葉県 香取市	千葉県 松戸市	千葉県 木更津市	千葉県 館山市	千葉県 船橋市	千葉県 市川市	千葉県 市原市	
千葉県の内	千葉県の内 成田市 印西市 白井市 富里市 印旛郡の内 栄町	千葉県の内 佐倉市 四街道市 八街市 印旛郡の内 酒々井町	千葉県の内 香取市 香取郡の内 神崎町 東庄町	千葉県の内 松戸市 流山市	千葉県の内 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市	千葉県の内 館山市 鴨川市 南房総市 安房郡	千葉県の内 船橋市 八千代市	千葉県の内 市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	千葉県の内 市原市 千葉県の内 九十九里町	東金市 山武市 大網白里市 山武郡の内 九十九里町

川崎								茂原	匝瑳
(川崎)	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川	(横浜)	(匝瑳)
神奈川県	青葉区 横浜市 神奈川 栄区	神奈川 横浜市 栄区	神奈川 横浜市 旭区	神奈川 横浜市 戸塚区	神奈川 横浜市 港北区	神奈川 横浜市 金沢区	神奈川 横浜市 神奈川 中区	千葉県 いすみ市	千葉県 匝瑳市
神奈川県の内	緑区 青葉区	神奈川 横浜市の内 港南区 栄区	神奈川 横浜市の内 旭区 瀬谷区	神奈川 横浜市の内 戸塚区 泉区	神奈川 横浜市の内 港北区 都筑区	神奈川 横浜市の内 金沢区 磯子区	神奈川 横浜市の内 神奈川 保土ヶ谷区 鶴見区	千葉県 いすみ市 夷隅郡	千葉県 匝瑳市 我孫子市 千葉県の内

横浜地方 支局 出張所	位置	管轄区域
神奈川 横浜市 中区	神奈川 横浜市 中区 西区 南区	神奈川 横浜市の内 横濱市の内 神奈川 保土ヶ谷区 鶴見区

三条	長岡	(新潟)	支局	新潟地方 支務局	厚木	相模原	西湘二宮	湘南	横須賀	
(三条)	(長岡)	(新潟)	出張所		(厚木)	(相模原)	(西湘二宮)	(湘南)	(横須賀)	麻生
新潟県	新潟県 長岡市	新潟県 中央区	位置		神奈川 厚木市	神奈川 相模原 中央区	神奈川 中郡二宮 町	神奈川 藤沢市	神奈川 横須賀 市	川崎 川崎区
新潟県の内	見附市 小千谷市 長岡市	新潟県の内 北区 東区 中央区 江南区 西区 西蒲区	管轄区域		神奈川 厚木市 伊勢原 愛甲郡 神奈川 大和市 海老名 座間市 綾瀬市	神奈川 秦野市 厚木市 伊勢原 愛甲郡 神奈川 相模原 市	神奈川 平塚市 小田原 南足柄 中郡 足柄上 足柄下 足柄下 郡	神奈川 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎 高座郡 神奈川 内	神奈川 横須賀 三浦市 三浦郡 神奈川 内	川崎 川崎区 幸区 中原区 川崎 川崎区 内 高津区 宮前 多摩区 麻生 区

(甲府)	支局	甲府地方 支務局	南魚沼	佐渡	上越	糸魚川	村上	十日町	新津	新発田	柏崎	
(甲府)	出張所		(南魚沼)	(佐渡)	(上越)	(糸魚川)	(村上)	(十日町)	(新津)	(新発田)	(柏崎)	
甲府市	位置		新潟 南魚沼 市	新潟 佐渡 市	新潟 上越 市	新潟 糸魚川 市	新潟 村上 市	新潟 十日町 市	新潟 秋葉 区	新潟 新発 田市	新潟 柏崎 市	三条 市
甲府市 山梨市 南アルプス 市 甲斐市 笛吹市 甲州市	管轄区域		新潟 南魚沼 郡	新潟 佐渡 市	新潟 上越 市	新潟 糸魚川 市	新潟 村上 市	新潟 十日町 市	新潟 秋葉 区 南区	新潟 新発 田市	新潟 柏崎 市	三条 市 加茂 市 燕市 西蒲 原郡 南蒲 原郡

岡崎	豊橋					支局 名古屋法務局	下田	袋井	藤枝	掛川	富士
(岡崎)	豊川	(豊橋)	名東	熱田	(名古屋)	出張所	(下田)	(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)
岡崎市	愛知県 豊川市	愛知県 豊橋市	愛知県 名古屋市中東区	愛知県 名古屋市中東区 熱田区	愛知県 名古屋市中区	位置	静岡県 下田市	静岡県 袋井市	静岡県 藤枝市	静岡県 掛川市	静岡県 富士市
岡崎市	愛知県の内 蒲郡市	愛知県の内 豊橋市	愛知県の内 名古屋市中東区 守山区 日進市 長久手市	愛知県の内 名古屋市中東区 瑞穂区 豊明市	愛知県の内 名古屋市中区 千種区 清須市 北名古屋市 西春日井郡	管轄区域	静岡県の内 下田市	静岡県の内 袋井市	静岡県の内 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	静岡県の内 掛川市 御前崎市 菊川市	静岡県の内 富士宮市 富士市

(富山)	支局	富山地方 法務局	新城	西尾	豊田	刈谷	津島	春日井	半田	一宮	
(富山)	出張所		(新城)	(西尾)	(豊田)	(刈谷)	(津島)	(春日井)	(半田)	(一宮)	
富山市	富山県	位置	愛知県 新城市	愛知県 西尾市	愛知県 豊田市	愛知県 刈谷市	愛知県 津島市	愛知県 春日井市	愛知県 半田市	愛知県 一宮市	
中新川郡	富山県の内	管轄区域	愛知県の内 新城市	愛知県の内 西尾市	愛知県の内 豊田市 みよし市	愛知県の内 刈谷市 碧南市 安城市 知立市 高浜市	愛知県の内 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	愛知県の内 春日井市 瀬戸市 小牧市 尾張旭市	愛知県の内 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多郡	愛知県の内 丹羽郡 岩倉市 稲沢市 江南市 犬山市	愛知県の内 額田郡 一宮市

敦賀	(敦賀)	福井県	福井県の内	福井地方方法務局	支局 (福井)	出張所 (福井)	位置 福井県 福井市	管轄区域 福井県の内 福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡	高岡	(高岡)	富山県	富山県の内	金沢地方方法務局	支局 (金沢)	出張所 (金沢)	位置 石川県 金沢市	管轄区域 石川県の内 金沢市 かほく市 白山市 野々市市 能美郡 河北郡	七尾	(七尾)	石川県	石川県の内	福井地方方法務局	支局 (輪島)	出張所 (輪島)	位置 石川県 輪島市	管轄区域 石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳珠郡	小松	(小松)	石川県	石川県の内	福井地方方法務局	支局 (小松)	出張所 (小松)	位置 石川県 小松市	管轄区域 石川県の内 小松市 加賀市 能美市	輪島	(輪島)	石川県	石川県の内	福井地方方法務局	支局 (輪島)	出張所 (輪島)	位置 石川県 輪島市	管轄区域 石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳珠郡
----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	--	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	---	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	------------------------------------	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	------------------------------------	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	------------------------------------

美濃加茂	(美濃加茂)	岐阜県	岐阜県の内	岐阜地方方法務局	支局 (岐阜)	出張所 (岐阜)	位置 岐阜県 岐阜市	管轄区域 岐阜県の内 岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	武生	(武生)	岐阜県	岐阜県の内	岐阜地方方法務局	支局 (武生)	出張所 (武生)	位置 岐阜県 越前市	管轄区域 岐阜県の内 越前市 今立郡 南条郡 丹生郡	小浜	(小浜)	福井県	福井県の内	岐阜地方方法務局	支局 (小浜)	出張所 (小浜)	位置 福井県 小浜市	管轄区域 福井県の内 小浜市 大飯郡	大垣	(大垣)	岐阜県	岐阜県の内	岐阜地方方法務局	支局 (大垣)	出張所 (大垣)	位置 岐阜県 大垣市	管轄区域 岐阜県の内 大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	高山	(高山)	岐阜県	岐阜県の内	岐阜地方方法務局	支局 (高山)	出張所 (高山)	位置 岐阜県 高山市	管轄区域 岐阜県の内 高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	多治見	(多治見)	岐阜県	岐阜県の内	岐阜地方方法務局	支局 (多治見)	出張所 (多治見)	位置 岐阜県 多治見市	管轄区域 岐阜県の内 多治見市 瑞浪市 土岐市	中津川	(中津川)	岐阜県	岐阜県の内	岐阜地方方法務局	支局 (中津川)	出張所 (中津川)	位置 岐阜県 中津川市	管轄区域 岐阜県の内 中津川市 恵那市
------	--------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	---	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	---	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	-----------------------------	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	---	----	------	-----	-------	----------	------------	-------------	------------------	---	-----	-------	-----	-------	----------	-------------	--------------	-------------------	-------------------------------------	-----	-------	-----	-------	----------	-------------	--------------	-------------------	------------------------------

(大阪)	支局	大阪法務局	熊野	伊賀	桑名	松阪	伊勢	四日市	(津)	支局	津地方法務局	八幡	
(大阪)	出張所		尾鷲	(熊野)	(伊賀)	(松阪)	(伊勢)	(四日市)	鈴鹿	(津)	出張所	(八幡)	
	位置		三重県 尾鷲市	三重県 熊野市	三重県 伊賀市	三重県 松阪市	三重県 伊勢市	三重県 四日市市	三重県 鈴鹿市	三重県 津市	位置	岐阜県 郡上市	美濃加茂市
	管轄区域		三重県の内 尾鷲市 北牟婁郡	三重県の内 熊野市 南牟婁郡	三重県の内 伊賀市 名張市	三重県の内 松阪市 多気郡	三重県の内 伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	三重県の内 四日市市 三重郡	三重県の内 鈴鹿市 三重県の内 龜山市	三重県の内 津市	管轄区域	岐阜県の内 郡上市	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡

富田林	北大阪	岸和田	堺										
(富田林)	(北大阪)	(岸和田)	(堺)										天王寺
大阪府 富田林市	大阪府 茨木市	大阪府 岸和田市	大阪府 堺区 堺市	大阪府 枚方市	大阪府 守口市	大阪府 池田市	大阪府 北区	大阪府 天王寺区	大阪府 北区	大阪府 北区	大阪府 天王寺区	大阪府 天王寺区	大阪府 天王寺区
大阪府の内 富田林市 河内長野市 羽曳野市	大阪府の内 吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	大阪府の内 泉南市 阪南市 和泉市 泉佐野市 貝塚市 泉大津市 岸和田市	大阪府の内 大阪狭山市 高石市 松原市 堺市	大阪府の内 枚方市 寝屋川市 交野市	大阪府の内 門真市 守口市	大阪府の内 池田市 箕面市 豊能郡	大阪府の内 東淀川区 淀川区 北区	大阪府の内 天王寺区 東成区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区	大阪府の内 都島区 福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	大阪府の内 天王寺区 東成区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区	大阪府の内 天王寺区 東成区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区	大阪府の内 天王寺区 東成区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区	大阪府の内 天王寺区 東成区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区

柳川	田川	飯塚	直方	久留米	北九州									福岡法務局	
(柳川)	(田川)	(飯塚)	(直方)	(久留米)	八幡	(北九州)	福岡	粕屋	西新				(福岡)	出張所	
福岡県	福岡県 田川市	福岡県 飯塚市	福岡県 直方市	福岡県 久留米市	福岡県 北九州市 八幡西区	福岡県 北九州市 小倉北区	福岡県 福岡市	福岡県 糟屋郡 粕屋町	福岡県 早良区	福岡県 中央区	福岡県 福岡市	福岡県 福岡市	福岡県 福岡市	位置	
福岡県の内	福岡県の内 田川市	福岡県の内 飯塚市 嘉穂郡 嘉麻市	福岡県の内 直方市 宮若市 鞍手郡	福岡県の内 久留米市 小郡市 うきは市 三井郡	福岡県の内 北九州市の内 若松区 八幡東区 八幡西区 中間市 遠賀郡	福岡県の内 北九州市の内 門司区 戸畑区 小倉北区 小倉南区	福岡県の内 福岡市の内 宗像市 古賀市 糟屋郡の内 新宮町	福岡県の内 糟屋郡の内 糟屋郡の内 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	福岡県の内 糸島市 西区 城南区 早良区	福岡県の内 福岡市の内 福岡市の内 東区 博多区 中央区 南区	福岡県の内 福岡市の内 福岡市の内	福岡県の内 福岡市の内	福岡県の内 福岡市の内	管轄区域	長岡郡 土佐郡

武雄	伊万里	唐津			(佐賀)	佐賀地方 支局		筑紫	行橋	八女	朝倉				
(武雄)	(伊万里)	(唐津)		鳥栖	(佐賀)	出張所		(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)				
佐賀県 武雄市	佐賀県 伊万里市	佐賀県 唐津市		佐賀県 鳥栖市	佐賀県 佐賀市	位置		福岡県 筑紫野市	福岡県 行橋市	福岡県 八女市	福岡県 朝倉市			柳川市	
佐賀県の内 武雄市 嬉野市 杵島郡	佐賀県の内 伊万里市 西松浦郡	佐賀県の内 唐津市 東松浦郡		佐賀県の内 鳥栖市 神埼郡 三養基郡	佐賀県の内 佐賀市 多久市 小城市 神埼市	管轄区域		福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	福岡県の内 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	福岡県の内 八女市 筑後市 八女郡	福岡県の内 朝倉市 朝倉郡			大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潞郡	

玉名	人吉	八代	(熊本)	支局	熊本地方事務局	対馬	老岐	平戸	五島	諫早	島原	佐世保	(長崎)	支局	長崎地方事務局
(玉名)	(人吉)	(八代)	(熊本)	出張所		(対馬)	(老岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)	(佐世保)	(長崎)	出張所	
熊本県 玉名市	熊本県 人吉市	熊本県 八代市	熊本県 中央区	熊本県 熊本市	位置	長崎県 対馬市	長崎県 老岐市	長崎県 平戸市	長崎県 五島市	長崎県 諫早市	長崎県 島原市	長崎県 佐世保市	長崎県 長崎市	位置	
熊本県の内 荒尾市 玉名市 玉名郡	熊本県の内 人吉市	熊本県の内 八代市 水俣市 八代郡 八代郡 葦北郡	熊本県の内 上益城郡	熊本県の内 熊本市	管轄区域	長崎県の内 対馬市	長崎県の内 老岐市	長崎県の内 平戸市 松浦市	長崎県の内 五島市	長崎県の内 諫早市 大村市 雲仙市	長崎県の内 島原市 南島原市	長崎県の内 佐世保市 西海市 東彼杵郡 北松浦郡 南松浦郡	長崎県の内 長崎市 西彼杵郡	管轄区域	藤津郡

(宮崎)	支局	宮崎地方事務局	宇佐	杵築	竹田	佐伯	日田	中津	(大分)	支局	大分地方事務局	阿蘇大津	宇土	山鹿	天草
(宮崎)	出張所		(宇佐)	(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)	出張所		(阿蘇大津)	(宇土)	(山鹿)	(天草)
宮崎県	位置		大分県 宇佐市	大分県 杵築市	大分県 竹田市	大分県 佐伯市	大分県 日田市	大分県 中津市	大分県 大分市	位置		熊本県 阿蘇郡 大津町	熊本県 宇土市	熊本県 山鹿市	熊本県 天草市
宮崎県の内	管轄区域		大分県の内 豊後高田市 宇佐市 東国東郡	大分県の内 杵築市 国東市 速見郡	大分県の内 竹田市 豊後大野市	大分県の内 津久見市 佐伯市	大分県の内 日田市 玖珠郡	大分県の内 中津市	大分県の内 別府市 臼杵市 由布市	管轄区域		熊本県の内 阿蘇市 合志市 阿蘇郡 菊池郡	熊本県の内 宇土市 宇城市 下益城郡	熊本県の内 山鹿市 菊池市	熊本県の内 上天草市 天草市 天草郡

別表第二

官署

札幌法務局の本庁及びその支局

宜野湾市

宜野湾市
浦添市
中頭郡の内
読谷村
嘉手納町
北谷町
北中城村
中城村

管轄区域
北海道の内

札幌市
小樽市
室蘭市
夕張市
岩見沢市
苫小牧市
美唄市
芦別市
江別市
赤平市
三笠市
千歳市
滝川市
砂川市
歌志内市
登別市
恵庭市
伊達市
北広島市
石狩市
石狩郡
磯谷郡
虻田郡
岩内郡
古宇郡
積丹郡
古平郡
余市郡
空知郡の内
南幌町
夕張郡
樺戸郡
有珠郡
白老郡
勇払郡の内
厚真町
安平町
むかわ町
沙流郡
新冠郡
浦河郡
様似郡

函館地方務局の本庁及びその支局

旭川地方務局の本庁及びその支局

幌泉郡
日高郡
北海道の内

函館市
北斗市
松前郡
上磯郡
亀田郡
茅部郡
二世郡
山越郡
檜山郡
爾志郡
奥尻郡
瀬棚郡
久遠郡
島牧郡
寿都郡
北海道の内
旭川市
留萌市
稚内市
紋別市
士別市
名寄市
深川市
富良野市
雨竜郡
上川郡の内
鷹栖町
東神楽町
当麻町
比布町
愛別
町
上川町
東川町
美瑛町
和寒町
剣淵
町
下川町
空知郡の内
上富良野町
中富良野町
南富良野町
勇払郡の内
占冠村
中川郡の内
音威子府村
中川町
美深町
増毛郡
留萌郡
苫前郡
天塩郡
宗谷郡
枝幸郡
礼文郡
利尻郡

仙台法務局の本庁及びその支局	紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
青森地方法務局の本庁及びその支局	
盛岡地方法務局の本庁及びその支局	
秋田地方法務局の本庁及びその支局	
山形地方法務局の本庁及びその支局	
福島地方法務局の本庁及びその支局	
東京法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所	
水戸地方法務局の本庁及びその支局	
宇都宮地方法務局の本庁及びその支局	
前橋地方法務局の本庁及びその支局	
さいたま地方法務局の本庁及びその支局	
千葉地方法務局の本庁及びその支局	
横浜地方法務局の本庁及びその支局	
新潟地方法務局の本庁及びその支局	
甲府地方法務局の本庁及びその支局	
山梨県	
長野地方法務局の本庁及びその支局	
静岡地方法務局の本庁及びその支局	
名古屋地方法務局の本庁及びその支局	
富山地方法務局の本庁及びその支局	
石川地方法務局の本庁及びその支局	
福井地方法務局の本庁及びその支局	
岐阜地方法務局の本庁及びその支局	
津地方法務局の本庁及びその支局	
大阪地方法務局の本庁及びその支局	
京都地方法務局の本庁及びその支局	
神戸地方法務局の本庁及びその支局	
奈良地方法務局の本庁及びその支局	
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	
広島地方法務局の本庁及びその支局	
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	
松江地方法務局の本庁及びその支局	
山口地方法務局の本庁及びその支局	
高松地方法務局の本庁及びその支局	
徳島地方法務局の本庁及びその支局	
松山地方法務局の本庁及びその支局	
高知地方法務局の本庁及びその支局	
福岡法務局の本庁及びその支局	
佐賀地方法務局の本庁及びその支局	
長崎地方法務局の本庁及びその支局	
熊本地方法務局の本庁及びその支局	
大分地方法務局の本庁及びその支局	
宮崎地方法務局の本庁及びその支局	
鹿児島地方法務局の本庁及びその支局	
沖縄地方法務局の本庁及びその支局	

北海道の内	北海道の内
釧路市	釧路市
帯広市	帯広市
北見市	北見市
網走市	網走市
根室市	根室市
網走郡	網走郡
斜里郡	斜里郡
常呂郡	常呂郡
紋別郡の内	紋別郡の内
遠軽町	遠軽町
湧別町	湧別町
河東郡	河東郡
上川郡の内	上川郡の内
新得町	新得町
清水町	清水町
河西郡	河西郡
広尾郡	広尾郡
中川郡の内	中川郡の内
幕別町	幕別町
池田町	池田町
豊頃町	豊頃町
本別町	本別町
長野地方法務局の本庁及びその支局	長野地方法務局の本庁及びその支局
静岡地方法務局の本庁及びその支局	静岡地方法務局の本庁及びその支局
名古屋地方法務局の本庁及びその支局	名古屋地方法務局の本庁及びその支局
富山地方法務局の本庁及びその支局	富山地方法務局の本庁及びその支局
石川地方法務局の本庁及びその支局	石川地方法務局の本庁及びその支局
福井地方法務局の本庁及びその支局	福井地方法務局の本庁及びその支局
岐阜地方法務局の本庁及びその支局	岐阜地方法務局の本庁及びその支局
津地方法務局の本庁及びその支局	津地方法務局の本庁及びその支局
大阪地方法務局の本庁及びその支局	大阪地方法務局の本庁及びその支局
京都地方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方法務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方法務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島地方法務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方法務局の本庁及びその支局	島根県
山口地方法務局の本庁及びその支局	岡山県
高松地方法務局の本庁及びその支局	山口県
徳島地方法務局の本庁及びその支局	香川県
松山地方法務局の本庁及びその支局	徳島県
高知地方法務局の本庁及びその支局	愛媛県
福岡法務局の本庁及びその支局	高知県
佐賀地方法務局の本庁及びその支局	福岡県
長崎地方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
熊本地方法務局の本庁及びその支局	長崎県
大分地方法務局の本庁及びその支局	熊本県
宮崎地方法務局の本庁及びその支局	大分県
鹿児島地方法務局の本庁及びその支局	宮崎県
沖縄地方法務局の本庁及びその支局	鹿児島県
	沖縄県